

2 結婚したとき

《 互助会 》

○ 会員が結婚したとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式（ホームページ）
・ 結婚祝金 40,000円	・ 結婚祝金請求書	・ 戸籍抄本等、婚姻の事実がわかる書類（写）	現職者のページ（給付事業）

※ 再婚の場合も給付対象

※ 事実上婚姻関係と同様の事情による場合及び会員期間が3年以上で婚約が決定して退職した場合も給付対象

3 出産したとき

《 共済組合 》

○ 組合員又は被扶養者である家族が出産したとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式集
・ 出産費又は家族出産費 500,000円 ※ 産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合は488,000円	《直接支払制度利用》 ・ 出産費等請求書 ※医師又は助産師の証明は、母子手帳の出生届出済証明の写しに代えることができます。 ・ 出産費等内払金支払依頼書	・ 出産費用の内訳を記した明細書(写) ・ 合意文書（写）	P28 P28-3
・ 出産費附加金又は家族出産費附加金 50,000円	《受取代理制度利用》 ・ 出産育児一時金等支給申請書 ※出産予定日の2か月前に提出	・ 母子健康手帳（写）	
	《上記制度利用無し》 ・ 出産費等請求書 ※医師又は助産師の証明は、母子手帳の出生届出済証明の写しに代えることができます。	・ 出産費用の内訳を記した明細書(写)	P28
【 掛金の特例 】 申出により産前産後休業期間に係る掛金が免除されます。(P28(4)参照)	《産前産後休業承認時》 ・ 産前産後休業掛金免除申出書 《出産後》 ・ 産前産後休業掛金免除変更申出書	・ P28(4)参照	P37

※ 直接支払制度や受取代理制度を利用されると、医療機関での出産費用の支払いを軽減することができます。

○ 組合員が出産のため欠勤し給料の全部又は一部が支給されないとき

給付内容	提出書類	様式集
・ 出産手当金 以下の期間の1日につき、標準報酬日額の3分の2に相当する金額 出産予定日前42日（出産予定日後に出産した場合もその期間支給。多胎妊娠の場合は98日）から出産の日以後56日までの期間。 ただし、土曜日、日曜日は除く。	・ 出産手当金請求書	P31

※ 出産とは、妊娠4か月以上の胎児の分娩をいう。流産、早産、死産等も対象。

※ 標準報酬月額 …… 掛金の標準となった標準報酬月額

※ 標準報酬日額 …… 出産手当金支給日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額の平均額×1/22（1円の位を四捨五入し、10円単位とする。）

※ 資格喪失後の給付について（P71参照）

○ 3歳未満の子を養育しているとき

同居している3歳未満の子を養育している組合員が、共済組合に申出をしたとき、年金給付を計算する際に使用する標準報酬月額の特例を受けることができます。（3歳未満特例）

（制度概要・事務処理等、詳細は、P24(9)参照）

○ 産前産後休業終了後、育児休業の承認を受けずに職場復帰したとき

産前産後休業終了後、実際に受けている報酬の月額と決定されている標準報酬月額に隔たりが生じた場合、組合員の申出に基づき、標準報酬月額を改定します。（産前産後休業終了時改定）
（制度概要・事務処理等、詳細は、P23(8)参照）

《 互 助 会 》

○ 会員又は配偶者が出産したとき

給付内容	提出書類	様式（ホームページ）
・ 出産祝金（1児につき） 20,000円 ※ 夫婦共に会員の場合は、40,000円	・ 出産祝金請求書 （様式は共済組合と併用） ※医師又は助産師の証明 は、母子手帳の出産届出済 証明の写しに代えることが できます。	現職者のページ （給付事業）

※ 死産、流産又は出産後2週間以内に死亡した場合、家族死亡弔慰金対象（P52参照）

4 育児休業をしたとき

◀ 共済組合 ▶

○ 組合員が育児休業をしたとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式集
<p>・ 育児休業手当金</p> <p>育児休業1日（土、日曜日を除く。）につき、育児休業を取得した期間を通算して 180日目までは標準報酬日額の67/100、181日目から子供が1歳に達するまでの間は標準報酬日額の50/100に相当する金額（上限あり）を支給する。</p> <p>※ 雇用保険法に基づく育児休業給付が支給される場合は、共済組合の育児休業手当金は支給されません。</p>	<p>・ 育児休業手当金請求書</p>	<p>・ 辞令（写）</p>	<p>P33</p>
<p>※ 変更が生じた場合に提出</p>	<p>・ 育児休業手当金変更請求書</p>	<p>・ 辞令（写）</p>	<p>P33-3</p>
<p>※ 育児休業手当金給付終了後に提出</p>	<p>・ 育児休業手当金支給期間に係る報酬支払証明書</p>	<p>・ 支給期間に係る出勤簿（写）</p>	<p>P33-2</p>
<p><特別な事情がある場合に支給期間が1歳6か月まで延長></p> <p>1 復職を目的として保育所における保育の申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合。</p> <p>2 育児休業に係る子の養育を行っている配偶者が、子が1歳に達する日後の期間について次のいずれかに該当する場合。</p> <p>① 死亡したとき。</p> <p>② 負傷、疾病又は身体上若しくは身体上の障害により子を養育することが困難な場合。</p> <p>③ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業に係る子と同居しないこととなったとき。</p> <p>④ 6週間（多胎妊娠にあつては、14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき。</p> <p>3 育児休業の発令が、産前産後休業の開始により終了したが、当該産前産後休業の期間が終了する日までに当該産前産後休業の期間に係る子の全てが、次のいずれかに該当する場合。</p> <p>① 死亡したとき</p> <p>② 養子となったことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなったとき</p> <p>4 育児休業の発令が、介護休業の開始により終了したが、当該介護休業の期間が終了する日までに当該介護休業の期間の休業に係る対象家族が次のいずれかに該当する場合。</p> <p>① 死亡したとき</p> <p>② 離婚、婚姻の取消、離縁等により当該対象家族と組合員との親族関係が消滅したとき</p> <p>5 育児休業の発令が、新たな育児休業等の開始により終了したが、当該新たな育児休業等の期間が終了する日までに当該新たな育児休業等の期間に係る子の全てが、次のいずれかに該当する場合。</p> <p>① 死亡したとき</p> <p>② 養子となったことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなったとき</p> <p>③ 民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（同項に規定する特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたとき</p> <p>※なお、上記の延長の適用を受けている場合で、当該育児休業に係る子が1歳6か月に達した時点で、上記と同様の延長要件（「1歳」を「1歳6か月」に読み替え）に該当した場合、2歳に達する日まで支給期間が延長されます。</p>	<p>・ 育児休業手当金請求書 （1歳から1歳6か月・1歳6か月から2歳までの支給期間延長分）</p>	<p>・ 特別な事情に係る必要書類</p>	<p>P33-4</p>
<p><パパ・ママ育児></p> <p>配偶者が育児休業に係る子が1歳に達する日までの間に育児休業を取得している場合、その子が1歳2か月に達する日までの間支給されます。（最大1年間（その子の出生の日及び産後の休業期間を含む。））</p>			

<p>【掛金の特例】 申出により育児休業期間に係る掛金が免除されます。 (P28(4)エ参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業等掛金免除申出書 ・育児休業等掛金免除変更申出書 (変更が生じた場合に提出) 	<ul style="list-style-type: none"> ・辞令 (写) 	P38 P39
<p>【貸付金の償還猶予】 (P57参照) 貸付の未償還金がある場合、申出により償還を猶予することができます。 猶予された償還金は、定期償還と併せて又は一括償還等で返済することになります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・償還猶予申出書 		P62

※ 標準報酬月額 …… 掛金の標準となった標準報酬月額
※ 標準報酬日額 …… 標準報酬月額の1/22 (1円の位を四捨五入し、10円単位とする。)

○ 3歳未満の子を養育している組合員が、育児休業終了後、職場復帰したとき

育児休業終了後、実際に受けている報酬の月額と決定されている標準報酬月額に隔たりが生じた場合、組合員からの申出によって標準報酬月額を改定することができます。(育児休業等終了時改定)
(制度概要・事務処理等、詳細は、P22(7)参照)

《 互 助 会 》

○ 会員が育児休業をしたとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式 (ホームページ)
<p>【掛金の特例】 育児休業期間に係る掛金が免除されます。 [免除対象期間] 全日数にわたって勤務に服することができなかった月から勤務に服するようになった日の属する月の前月まで</p>	提出書類不要		
<p>【貸付金の償還猶予】 (P62参照) 貸付金の未償還金がある場合、償還を猶予することができます。ただし、新規貸付後は数か月の償還が必要です。 償還猶予中は償還を止めるため、猶予した月数分償還終了期間が延びることになります。 [猶予期間] 育児休業期間の範囲内で希望する期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・償還猶予申出書 	<ul style="list-style-type: none"> ・辞令 (写) 	現職者のページ (貸付事業)

5 介護休暇を取得したとき

◀ 共済組合 ▶

○ 組合員が介護休暇を取得したとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式集
<p>・介護休業手当金 勤務に服さなかった期間1日につき、標準報酬日額の67/100に相当する金額(上限あり)を支給する。(上限額は毎年8月に変更される。) ※ 支給期間は、介護休業の日数を通算して66日を限度とする。 ※ 支給期間に報酬の全部又は一部が支給される場合は、報酬に相当する額を控除して支給 ※ 雇用保険法に基づく介護休業給付が支給される場合は、共済組合の介護休業手当金は支給されません。</p> <p><対象家族> 配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫 組合員と同居している、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子</p>	<p>・介護休業手当金請求書 ・介護休業手当金支給期間に係る報酬支払証明書</p>	<p>・介護休暇用休暇簿(写) ・給与支給明細書(写) ・出勤簿(写)</p>	<p>P34 P34-2</p>
<p>【掛金】 給料からの控除ができない場合は、納付書により払い込んでいただきます。</p>			
<p>【貸付金の償還猶予】 (P57参照) 貸付の未償還金がある場合、申出により償還を猶予することができます。 猶予された償還金は、介護休業終了後、定期償還と併せて又は一括償還等で返済することになります。</p>	<p>・償還猶予申出書</p>		<p>P62</p>

※ 標準報酬月額 …… 掛金の標準となった標準報酬月額

※ 標準報酬日額 …… 標準報酬月額の1/22 (1円の位を四捨五入し、10円単位とする。)

◀ 互助会 ▶

○ 会員が介護休暇を取得したとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式(ホームページ)
<p>・介護休暇給付金 介護休暇中の会員に、標準報酬日額の67/100に休暇日数を乗じた額(ただし、給付日額が雇用保険法に定める給付上限相当額を超える場合は、給付日額を給付上限相当額に変えて計算する。)と公学校共済組合掛金相当額を合算した額を給付する。 ただし、公立学校共済組合から介護休業手当金が支給される間は、公立学校共済組合掛金相当額のみを給付 ※ 給付上限額は毎年8月に更新される</p>	<p>・介護休暇給付金申請書</p>	<p>・出勤簿(写)</p>	<p>現職者のページ (給付事業)</p>
<p>【掛金の特例】 介護休暇期間に係る掛金が免除されます。 [免除対象期間] 全日数にわたって勤務に服することができなかった月から勤務に服するようになった日の属する月の前月まで</p>	<p>提出書類不要</p>		
<p>【貸付金の償還猶予】 (P62参照) 貸付金の未償還金がある場合、償還を猶予することができます。ただし、新規貸付後は数か月の償還が必要です。償還猶予中は償還を止めるため、猶予した月数分償還終了期間が延びることになります。 [猶予期間] 介護休暇期間の範囲内で希望する期間</p>	<p>・償還猶予申出書</p>	<p>・介護休暇用休暇簿(写)</p>	<p>現職者のページ (貸付事業)</p>

6 児童手当の支給を受けるとき

1 支給要件

児童手当は、令和6年9月分までは中学校卒業まで（15歳に達した後最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給されます。令和6年10月分以降は、支給対象が高校生年代までに拡充されます。

なお、公務員はその所属庁、公務員以外は住所地の市町村から児童手当が支給されます。下表の右欄に該当する場合は公務員として山口県から支給しますので、山口県総務部給与厚生課給付班に申請してください。また、左欄に該当する場合は住所地の市町村への申請が必要です。

住所地の市町村からの支給	山口県からの支給
<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時的任用職員 ・ 組合専従職員 ・ 独立行政法人、国立大学法人、公益法人等への派遣職員 ・ 短時間の再任用職員 ・ パートタイムの会計年度任用職員 ・ フルタイムの会計年度任用職員（1年目）（※1） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正規職員 ・ 休職者、停職者 ・ 大学院就学休業者、自己啓発休業者 ・ 育児休業者、育児短時間勤務者 ・ 常勤の再任用職員 ・ フルタイムの会計年度任用職員（2年目～）（※1）

※1 学校共済（長期給付）への加入要件（定められている勤務時間以上勤務した日が引き続いて12月を超える）を満たす者のみ山口県からの支給。

・ 市町教育委員会への派遣職員は、公務員として派遣先の市町から支給されます。また、派遣解除となった場合には山口県への申請手続きが必要です。（ただし、充て指導主事は山口県から支給します。）

2 児童手当月額

○ 3歳未満	15,000 円（一律）	特例給付の場合 5,000 円（一律）			
○ 3歳以上～小学生	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">第1子・第2子</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>15,000 円</td> </tr> </table>		第1子・第2子	10,000 円	15,000 円
第1子・第2子	10,000 円				
	15,000 円				
○ 中学生	10,000 円（一律）				

※令和6年10月から

○ 3歳未満	15,000 円（一律）	※ 所得制限限度額・ 所得上限限度額の 撤廃により、廃止
○ 3歳以上～小学生	10,000 円（一律）	
○ 中学生	10,000 円（一律）	
○ 高校生	10,000 円（一律）	
○ 第3子以降	30,000 円（一律）	

3 所得制限限度額・所得上限限度額

● 児童を養育している方の所得が下表の①（所得制限限度額）以上の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。

● 令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が②（所得上限限度額）以上の場合、児童手当等は支給されません。（令和4年6月制度改正）

なお、児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要になりますので、ご注意ください。

● 令和6年10月からはこれらの条件が撤廃され、所得にかかわらず児童手当を受給できるようになります。

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

・ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除く。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。

・ 扶養親族等の数に応じて、限度額（所得ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

・ 「収入額の目安」は給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

4 受給対象者

●父母が共に児童を養育している場合、その児童の生計を維持する程度の高い方から請求してください。「生計を維持する程度の高い方」については、下記の事項について総合的に考慮して判断してください。

- ① 父母のうち、どちらの収入が高いか
- ② 父母のうち、児童にかかる扶養手当をどちらで受給しているか
- ③ 所得税などの扶養控除の適用状況
- ④ 健康保険について、父母のうち、どちらが被扶養者となっているか
- ⑤ 父母のうち、どちらが世帯主になっているか

●離婚協議中により父母が別居している場合は、生計維持の程度に関わらず、児童と同居する方が受給者となります。

●児童養護施設等に入所している児童については、施設の住所地の市区町村から施設の設置者等に支給されます。（施設から退所した場合には退所日の翌日から15日以内に、養育することとなった者(父母等)による申請が必要です。）

5 手当の額と支給方法

令和6年度は年間4回（6・10・12月・2月）受給者の指定した口座へ口座振替の方法で支払います。

※ 令和6年10月からは、2か月に1回（偶数月）の支給に変更になります。

※ 支給内訳 6月（2～5月分）、10月（6～9月分）、12月（10～11月）、2月（12～1月分）

※ 支給日は15日です。（支給日が土・日・祝日の場合はその直前の金融機関営業日とします。）

※ 口座の解約に御注意ください。

手当は後払です。受給資格がなくなっても次の支給日までは口座を絶対に解約しないでください。

6 支給の始期

原則として、給与厚生課で申請書を受け付けた月の翌月分から支給します。

ただし、誕生日や異動日が月末に近い場合、申請受付日が翌月になっても誕生日（異動日）後15日以内であれば申請を受け付けた月からの支給になります。

7 申請時の注意

事実発生日の翌日から15日以内に給与厚生課に申請してください。（必着）申請が遅れた場合、原則、遅れた月分の手当は支給できません。

添付書類が揃わない場合でも、期限内に請求書のみ提出してください（不足書類は後日提出可）。

特に、5月に第1子を出生した場合等、6月分からの児童手当請求時は、前年度の所得課税証明書の提出が必要です。前年度の所得課税証明書は毎年6月1日頃から発行が開始されるので、発行が提出期限に間に合わない場合は、期限内に請求書のみ提出し、不足書類を後日提出してください。

8 事務手続き・添付書類一覧 (場合によっては、下記以外の添付書類も必要となります。)

区分	提出書類	添付書類等	様式集
<p>職員が新たに支給要件を満たした場合（第一子の出生、扶養替え等）、又は支給要件を満たした者が新たに職員となった場合 （新たに常勤の再任用職員となった場合を含む）</p> <p>事由発生日の翌日から15日以内に給与厚生課（必着）に提出してください。</p>	<p>児童手当・特例給付認定請求書</p> <p>※常勤の再任用職員となった場合は、請求書のみ提出（添付書類不要）。</p> <p>※個人番号は記入しないでください。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 認定を受けようとする職員本人の前年（前々年）の所得課税証明書（扶養親族の数が記載されたもの、コピー不可） 2 配偶者の前年（前々年）の所得課税証明書（配偶者が控除対象配偶者となっていない場合に必要、コピー不可） 3 支給対象児童の属する世帯全員の住民票（続柄記載で個人番号の記載のないもの、コピー不可） 4 扶養替えによる認定請求の場合は、扶養替えの事実を証明する書類（申立書）及び消滅通知書の写し（前支給元から発行されるもの） 5 新規採用や異動等による認定請求の場合は、辞令の写し及び消滅通知書の写し（前支給元から発行されるもの） 6 申請者と児童が別居している場合は、申請者の属する世帯全員の住民票及び別居監護申立書 	P77
<p>受給資格者に新たに支給要件児童が増えた場合</p> <p>事由発生日の翌日から15日以内に給与厚生課（必着）に提出してください。</p>	<p>児童手当・特例給付額改定認定請求書</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 支給要件児童の属する世帯全員の住民票（続柄記載で個人番号の記載のないもの、コピー不可） 2 申請者と児童が別居している場合は、申請者の属する世帯全員の住民票及び別居監護申立書 	P78
<p>支給要件児童が減少した場合</p>	<p>児童手当・特例給付額改定届</p>	<p>その事実が確認できる書類（戸籍抄本等）</p>	P78
<p>支給要件がなくなった場合</p>	<p>児童手当・特例給付受給事由消滅届</p>	<p>その事実が確認できる書類（辞令の写し、戸籍抄本等）</p>	P80
<p>毎年6月1日現在の状況報告（現況届） ※毎年5月に別途通知</p>	<p>児童手当・特例給付現況届</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 受給者本人の前年の所得課税証明書（扶養親族の数が記載されたもの、コピー不可） 2 配偶者の前年の所得課税証明書（配偶者が控除対象配偶者となっていない場合） 3 その他必要書類 	—
<p>受給のための口座を変更した場合</p>	<p>児童手当・特例給付口座変更届</p>	<p>なし</p> <p>注) 口座は必ず<u>受給者本人名義の口座を指定</u>してください。</p>	P82
<p>受給者が死亡した場合 (受給者が受給すべき手当を残して死亡した場合)</p>	<p>死亡届・未支払児童手当・特例給付請求書</p>	<p>その事実が確認できる書類（戸籍抄本等）</p> <p>注) 請求権は児童にのみありますので、児童名義の口座を準備してください。</p> <p>※ 様々な事情を考慮し、最も適切な方法で手続きを進めたいと思いますので、必ず給与厚生課に相談してください。</p>	P81
<p>氏名・住所等に変更があった場合</p>	<p>児童手当・特例給付氏名・住所変更届</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 支給対象児童の属する世帯全員の住民票（続柄記載で個人番号の記載がないもの、コピー不可） 2 児童と新たに別居する場合は、申請者の属する世帯全員の住民票及び別居監護申立書 	P79

7 病気、負傷のとき

◀ 共済組合 ▶

○ 組合員が病気、負傷のとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式集
・療養の給付 ・70歳未満・・・療養に要した費用の70/100 ・高齢受給者(※1)・・・80/100(一定以上の所得のある者は70/100)	・受診の際、医療機関へ「組合員証」を提示	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 75歳以上の組合員は、「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになります。 </div>	
・一部負担金払戻金 自己負担額（高額療養費が支給される場合はその額を控除した額）から25,000円(※2)を控除した額(100円未満切り捨て)	(レセプトにより自動給付)		
・療養費 緊急その他の事情等により組合員証が使用できなかった場合 (1) 一般療養費・・・療養に要した費用の70/100(高齢受給者は70/100から80/100) (2) 治療器具等の費用・・・治療器具等に要した費用の70/100(高齢受給者は70/100から80/100)	・療養費請求書 ・療養費請求書	・診療(調剤)報酬明細書【レセプト】 ・領収書 ・見積書 ・請求書 ・領収書 ・医師の証明書 ・装具装着証明書 ・装具の写真(靴型装具に係るもののみ)	P13 P13
・移送費（支部長の認定したもの） 実費相当額	・移送費請求書	・医師の意見書及び移送に要した費用の領収書	P18

○ 被扶養者が病気、負傷のとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式集
・家族療養の給付 ・70歳未満・・・療養に要した費用の70/100 ・義務教育就学前まで・・・80/100 ・高齢受給者(※1)・・・80/100(一定以上の所得のある者は70/100)	・受診の際、医療機関へ「共済組合員被扶養者証」を提示	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 75歳以上の被扶養者は、「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになります。 </div>	
・家族療養費附加金 自己負担額（高額療養費が支給される場合はその額を控除した額）から25,000円(※2)を控除した額(100円未満切り捨て)	(レセプトにより自動給付)		
・家族療養費 緊急その他の事情等により組合員証が使用できなかった場合 (1) 一般療養費・・・療養に要した費用の70/100(義務教育就学前までは80/100、高齢受給者は70/100から80/100) (2) 治療器具等（治療用眼鏡は9歳未満のみの費用）・・・治療器具等に要した費用の70/100(義務教育就学前までは80/100、高齢者受給者は70/100から80/100)	・家族療養費請求書 ・家族療養費請求書	・診療(調剤)報酬明細書【レセプト】 ・領収書 ・見積書 ・請求書 ・領収書 ・医師の証明書 ・装具装着証明書 ・弱視等治療用眼鏡等作成指示書 ・装具の写真(靴型装具に係るもののみ)	P13 P13
・家族移送費（支部長の認定したもの） 実費相当額	・家族移送費請求書	・医師の意見書及び移送に要した費用の領収書	P18

※1 70歳以上75歳未満の者

※2 標準報酬月額530,000円以上の者は50,000円

○ 組合員及び被扶養者が病気負傷のとき（自己負担額が高額になった場合）

給付内容	提出書類	様式集																								
<p>・高額療養費</p> <p>(1) 70才未満の組合員及び被扶養者</p> <p>ア 単独算定 自己負担額が、表1の額を超えている場合、超えた額を支給</p> <p>イ 世帯合算 同一世帯において同一月に自己負担額が21,000円以上のものが複数ある場合、その自己負担額を合算し、その額が表1の額を超えている場合、超えた額を支給</p> <p>ウ 多数回該当 同一世帯で過去12か月以内に3回以上の高額療養費が支給されている場合で、4回目以降の自己負担額が表1【多数回該当】の限度額を超えている場合、超えた額を支給</p>	<p>(レセプトにより自動給付)</p>																									
<p>表1 高額療養費の自己負担限度額</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>標準報酬月額</th> <th>自己負担限度額</th> <th>多数回該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>830,000円以上</td> <td>252,600円+(医療費-842,000円)×1%</td> <td>【140,100円】</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>530,000円以上830,000円未満</td> <td>167,400円+(" -558,000円)×1%</td> <td>【 93,000円】</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>280,000円以上530,000円未満</td> <td>80,100円+(" -267,000円)×1%</td> <td>【 44,400円】</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>280,000円未満</td> <td>57,600円</td> <td>【 44,400円】</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>低所得者（市町村民税非課税者）</td> <td>35,400円</td> <td>【 24,600円】</td> </tr> </tbody> </table>	所得区分	標準報酬月額	自己負担限度額	多数回該当	ア	830,000円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	【140,100円】	イ	530,000円以上830,000円未満	167,400円+(" -558,000円)×1%	【 93,000円】	ウ	280,000円以上530,000円未満	80,100円+(" -267,000円)×1%	【 44,400円】	エ	280,000円未満	57,600円	【 44,400円】	オ	低所得者（市町村民税非課税者）	35,400円	【 24,600円】		
所得区分	標準報酬月額	自己負担限度額	多数回該当																							
ア	830,000円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	【140,100円】																							
イ	530,000円以上830,000円未満	167,400円+(" -558,000円)×1%	【 93,000円】																							
ウ	280,000円以上530,000円未満	80,100円+(" -267,000円)×1%	【 44,400円】																							
エ	280,000円未満	57,600円	【 44,400円】																							
オ	低所得者（市町村民税非課税者）	35,400円	【 24,600円】																							
<p>※所得区分ア・イに該当する者は、市町村民税が非課税であっても低所得者「オ」には該当しません。</p>																										
<p>70歳未満の者の高額療養費の支払いの特例について、あらかじめ限度額適用認定申請書を共済組合に提出し、交付された限度額適用認定証を医療機関に提示すると、窓口で支払う自己負担額から高額療養費を控除した額のみを支払いとすることができます。</p> <p>なお、高額療養費はレセプトにより自動給付されるため、限度額適用認定証を使用した場合と使用しない場合の、最終的な自己負担額は変わりません。ただし、新規採用職員及び長期間の休業等により、組合員が表1の低所得者に該当する場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」を提出してください。</p> <p>限度額適用認定証等は、有効期限経過後や資格喪失後等は必ず共済組合に返却（紛失の場合は紛失届を提出）してください。</p>	<p>(低所得者以外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額適用認定申請書 ・マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合は、限度額適用認定証の申請・窓口提示は不要になります。 <p>(低所得者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額適用・標準負担額減額認定申請書 【添付書類】療養のあった月の属する年度(当該療養のあった月が4月～7月の場合は前々年)分の組合員に係る市町村民税非課税証明書または情報連携に係る同意書 	<p>P15</p> <p>P16 P16-2</p>																								
<p>(2) 高齢受給者（70～74歳の組合員及び被扶養者）</p> <p>ア 個人ごとの外来の自己負担額の合計が表2のA欄の額を超えている場合、超えた額を支給</p> <p>イ 入院を含めた同一世帯の高齢受給者の自己負担額の合計が表2のB欄の額を超えている場合、超えた額を支給</p>	<p>(レセプトにより自動給付)</p>																									

表2 高額療養費の自己負担限度額（高齢受給者）

所得区分	標準報酬月額	自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	外来 + 入院 (世帯の合計)
現役並みⅢ	830,000円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【多数回該当 140,100円】	
現役並みⅡ	530,000円以上 830,000円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【多数回該当 93,000円】	
現役並みⅠ	280,000円以上 530,000円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【多数回該当 44,400円】	
一般所得者	280,000円未満	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 【多数回該当44,400円】
低所得者Ⅱ	組合員が市町村民 税非課税者等	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	組合員及び被扶養者 が市町村民税非課税 者等		15,000円

- ※「現役並み」とは、標準報酬月額28万円以上の70歳以上の組合員とその被扶養者が対象となります。
- ※「一般所得者」とは、次の(a)・(b)の方が対象となります。ただし、組合員の市町村民税非課税者を除きます。
- (a) 標準報酬月額28万円未満の70歳以上の組合員と、その被扶養者
- (b) 70歳未満の組合員の、70歳以上の被扶養者
- ※ 一般所得者の外来療養は、年間144,000円を超えた分について、年間の高額療養費が給付されます。レセプトにより自動給付を行います。計算期間(前年8月1日～7月31日)に当共済組合以外の期間がある場合は、申請が必要になりますので、該当される方はご連絡ください。(平成29年8月診療分から対象)

<p>・厚生労働大臣の定めた「特定疾病（慢性腎不全・血友病・後天性免疫不全症候群）」について</p> <p>自己負担額は、1か月につき10,000円(標準報酬月額が530,000円以上の者は、20,000円)を限度とする。</p>	<p>・特定疾病療養認定申請書</p>	P14
<p>・高額療養費の貸付制度</p> <p>高額療養費が支給されるまでの間、当座の支払いにあてるため高額療養費相当額の範囲内で無利子により貸付を行う。</p>	<p>様式については、公立学校共済組合山口支部へ申し出ください</p>	

○ はり、きゅう、あんま、マッサージ、柔道整復の短期給付

給付内容	提出書類	様式集
<p>(1) はり、きゅう、あんま、マッサージの施術については、次の要件を満たせば療養費、家族療養費が、請求に基づき共済組合から現金給付されます。</p>	<p>・療養費、家族療養費請求書 ・医師の発行した施術同意書 ・診療報酬領収済明細書</p>	<p>P13 P24, P26 P25</p>

施術名	はり、きゅう	あんま、マッサージ、指圧
給付対象	組合員 及び 被扶養者	
給付要件	<p>慢性病であって、保険医療機関で治療を受けても所期の効果が得られなかったもの又は今まで受けた治療の経過からみて、治療効果があらわれていないと判断されたもので、はり、きゅうの施術を受けることを担当医が同意し、共済組合が認めた場合</p>	<p>通常マッサージは、保険医療機関で療養の給付として行われるが、保険医療機関以外で行うマッサージ(あんま、指圧)師による施術は、担当医が治療上の効果が期待できると判断し、その施術に同意し、共済組合が認めた場合</p>
対象傷病	<p>・主として神経痛、リウマチ ・類症疾患として、頸腕症候群、五十肩、腰痛症等及び頸椎捻挫後遺症等の病名で慢性的な疼痛を主症とする疾患</p>	<p>・主として脳出血等による麻痺 ・骨折、脱臼、その他の骨関節手術後の関節運動障害</p>

(2) 柔道整復師の施術については、組合員証・共済組合員被扶養者証を提出すれば、保険医療機関で受診するときと同様に治療が受けられます。（請求書不要）

給付対象	組合員 及び 被扶養者
給付要件	共済組合が、患者の受けるべき療養費等を受領委任する契約を結んでいる柔道整復師等で施術を受けた場合（契約を結んでいない場合は（1）と同様に請求書による現金給付）
対象傷病	骨折、不完全骨折（ひび）、脱臼、打撲、ねんざ、挫傷
医師の同意	骨折（不完全骨折を含む。）、脱臼の治療の場合は、応急手当を除いて保険医の同意が必要

○ 入院時食事療養費

給付内容		提出書類	様式集																		
<p>(1) 組合員及び被扶養者が入院時に食事の提供（食事療養）を受けたとき、医療機関の窓口で一定の自己負担額（標準負担額）を支払えば、残りの部分は入院時食事療養費として共済組合が負担します。 なお、自己負担額（標準負担額）は、高額療養費、一部負担金払戻金及び家族療養費附加金の対象にはなりません。</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>自己負担額 (標準負担額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">以下のいずれにも該当しない者</td> <td>1食につき 460円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">以下のいずれにも該当しない指定難病患者又は小児慢性特定疾病児童等</td> <td>1食につき 260円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">減額対象者 (注1)</td> <td rowspan="2">市町村民税非課税世帯</td> <td>過去1年間の入院期間が90日以内</td> <td>1食につき 210円</td> </tr> <tr> <td>過去1年間の入院期間が90日超</td> <td>1食につき 160円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市町村民税に係る所得金額がない者（70歳以上）</td> <td>1食につき 100円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		自己負担額 (標準負担額)	以下のいずれにも該当しない者		1食につき 460円	以下のいずれにも該当しない指定難病患者又は小児慢性特定疾病児童等		1食につき 260円	減額対象者 (注1)	市町村民税非課税世帯	過去1年間の入院期間が90日以内	1食につき 210円	過去1年間の入院期間が90日超	1食につき 160円	市町村民税に係る所得金額がない者（70歳以上）		1食につき 100円		
区 分		自己負担額 (標準負担額)																			
以下のいずれにも該当しない者		1食につき 460円																			
以下のいずれにも該当しない指定難病患者又は小児慢性特定疾病児童等		1食につき 260円																			
減額対象者 (注1)	市町村民税非課税世帯	過去1年間の入院期間が90日以内	1食につき 210円																		
		過去1年間の入院期間が90日超	1食につき 160円																		
	市町村民税に係る所得金額がない者（70歳以上）		1食につき 100円																		
<p>(注1) 組合員の市町村民税が非課税であった場合、予め共済組合に申請し、医療機関等の窓口で支払いをする前までに、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けた場合は、自己負担額（標準負担額）が減額されます。 なお、減額対象者であるにも関わらず、申請が間に合わなかった場合等は「入院時食事療養費請求書」を提出し、共済組合に差額を請求していただくことになります。</p>		<p>《減額対象者のみ提出》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額適用・標準負担額減額認定申請書 (添付書類はP40参照) ・入院時食事療養費請求書 (添付書類) ・入院時食事療養費を支払ったことがわかる領収書 ・療養のあった月の属する年度 (当該療養のあった月が4月～7月の場合は前々年)分の組合員に係る市町村民税非課税証明書または、情報連携に係る同意書 	<p>P16 P16-2</p> <p>P17 P17-2</p>																		

○ 入院時生活療養費

介護保険との均衡の観点から、65才以上の組合員及び被扶養者が、療養傷病に入院し、食事と居住費（光熱水費等）に関する適切な療養環境の提供を受けたときは、一定の自己負担額（標準負担額）を窓口で支払い、残りは入院時生活療養費として、共済組合が負担します。

なお、高額療養費、一部負担金払戻金及び家族療養費附加金の対象にはなりません。

また、入院時食事療養費に記載の表の「減額対象者」に該当する方は、申請手続きが必要になりますので、共済組合までご連絡ください。

○ 保険外併用療養費

組合員や被扶養者が次の療養を受けた場合は、通常の療養と共通する部分（診療・検査投薬・入院等）の費用については、一般の保険診療と同様に扱われ給付されます。

なお、負担した差額部分については、共済組合の給付対象とはなりません。

1 先進医療

保険医療機関（厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた病院）で先進医療に係る費用以外の通常の治療と共通する部分（診療・検査・投薬・入院等）の費用は、一般の保険診療と同様に扱われます。

2 歯の治療

歯の治療は、ほとんど保険で治療が受けられますが、保険で使用できる材料の種類が決められており、それ以外の金属を使用するときは、自由診療（保険によらない診療）となります。

ただし、前歯部の鑄造歯冠修復に金合金、又は、白金加金を使用した療養は保険診療とみなします。

* 保険外併用療養費の対象となる医療を行う場合は、医療機関は事前に治療内容や負担金額等を患者に説明し同意を得ることになっています。患者側でも保険外併用療養費についての説明をよく聞くなどして、内容について納得したうえで同意することが必要です。患者が費用を支払ったときは、保険外併用療養費の一部負担金（自己負担額）と自費分とを区別し記載した領収書の発行が義務づけられています。

○ 訪問看護療養費

組合員及び被扶養者が末期ガン、難病等で在宅療養中に、指定訪問看護事業者の派遣する看護師などから訪問看護サービスを受けた場合、訪問看護療養費の給付の対象になります。

・自己負担額……… 3割（義務教育就学前までは2割、高齢受給者は2割から3割）

・共済組合負担額…… 7割（義務教育就学前までは8割、高齢受給者は8割から7割）

支払った自己負担額が25,000円（P39の（※2）を参照）を超えた場合、超えた額を一部負担金払戻金（被扶養者は家族療養費附加金）として給付します。（100円未満切り捨て）

○ 高額介護合算療養費

組合員及び被扶養者が、前年の8月1日からその年の7月31日までの期間に負担した、医療と介護に係る自己負担合算額が下記限度額を超えた場合、組合員からの申請により超えた額を給付します。（様式集P27）

高額合算療養費の自己負担限度額

標準報酬月額	年間の自己負担限度額	
	70歳未満	70歳以上75歳未満
830,000円以上	212万円	212万円
530,000円以上830,000円未満	141万円	141万円
280,000円以上530,000円未満	67万円	67万円
280,000円未満（一般所得者）	60万円	56万円
市町村民税 非課税者	低所得者Ⅱ	31万円
	低所得者Ⅰ	19万円

※低所得者Ⅰ・Ⅱの詳細については、P41参照

《 互 助 会 》

○ 会員又は被扶養者が病気、負傷したとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式(ホームページ)
・会員・家族療養費 療養費の自己負担額のうち、共済組合の基礎控除額の範囲内で、会員は2,000円、家族は3,000円を控除した額に80%を乗じた額を給付。（100円未満切捨）	自動給付のため請求手続不要		現職者のページ (給付事業)
	・会員・家族療養費請求書(プロパー職員用)	・領収書(写)	

8 傷病により休職したとき

◀ 共済組合 ▶

○ 組合員が傷病により勤務に服することができず給料の全部又は一部が支給されないとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式集
<p>・ 傷病手当金 〔支給期間〕 公務によらない同一の傷病について、療養のため勤務に服することができなくなった日以後、3日を経過した日（報酬との調整により、傷病手当金の全部が支給されないときは傷病手当金の支給が始まったとき）から通算して1年6か月間</p> <p>〔支給額〕 期日1日につき、標準報酬日額に3分の2に相当する金額（傷病手当金の額が80%休職期間中等に支払われる報酬の額を上回る場合、その差額が支給されます。）</p> <p>（注）老齢厚生年金（老齢基礎年金）又は傷病手当金と同一の傷病により障害厚生年金（障害基礎年金）を受給される場合は、傷病手当金と当該年金額との差額が支給されます。</p>	<p>・ 傷病手当金請求書</p>	<p>・ 診断書（写） ・ 履歴書（写） ・ 出勤簿（写）</p>	P30
<p>・ 傷病手当金附加金 〔支給期間〕 傷病手当金給付終了後、引き続き組合員（任意継続組合員を除く）の資格がある場合に最長6か月支給</p> <p>〔支給額〕 傷病手当金と同じ</p> <p>（注）老齢厚生年金（老齢基礎年金）又は傷病手当金と同一の傷病により障害厚生年金（障害基礎年金）を受給される場合は、傷病手当金と当該年金額との差額が支給されます。</p>	<p>・ 傷病手当金附加金請求書</p>		
<p>【 掛金 】 傷病手当金、傷病手当金附加金から控除します。 なお、控除できない場合等は、納付書により払い込んでいただきます。</p>			
<p>【 貸付償還金 】 組合員からの依頼により、傷病手当金から控除する。</p>	<p>・ 貸付金控除依頼書</p>		—

※ 標準報酬月額 …… 掛金の標準となった標準報酬月額

※ 標準報酬日額 …… 傷病手当金支給日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額の平均額×1/22
(1円の位を四捨五入し、10円単位とする。)

※ 資格喪失後の給付については、P71参照

◀ 互助会 ▶

○ 会員が傷病により引き続き勤務できなかったとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式（ホームページ）
<p>・ 傷病見舞金 15,000円～50,000円 会員が傷病のため引き続き勤務できなかったとき、その期間に応じて給付。（最低30日以上）</p>	<p>・ 傷病見舞金請求書</p>	<p>・ 診断書（写）</p>	<p>現職者のページ （給付事業）</p>
<p>【 掛金の特例 】 傷病により無給となった場合、掛金が免除されます。</p> <p>〔免除対象期間〕 給料の全部が支給されなくなった日の属する月から給料の支給を受けるようになった日の属する月の前月まで</p>	<p>提出書類不要</p>		
<p>【 貸付金の償還猶予 】 (P62参照) 貸付金の未償還金がある場合、償還を猶予することができます。ただし、新規貸付後は数か月の償還が必要です。償還猶予中は償還を止めるため、猶予した月数分償還終了期間が延びることになります。</p> <p>〔猶予期間〕 無給休職期間の範囲内で希望する期間</p>	<p>・ 償還猶予申出書</p>	<p>・ 休職期間が分かるもの</p>	<p>現職者のページ （貸付事業）</p>

9 派遣されたとき

■公益法人等に派遣されたとき

◀ 県 ▶

○ 児童手当

児童手当の受給資格がなくなりますので、「児童手当受給事由消滅届」に辞令の写し（派遣された事実がわかるもの）を添付して総務部給与厚生課給付班に提出してください。

なお、異動後速やかに住所地の市町村に請求手続きを行ってください。（提出書類等については各市町村に確認してください。）

◀ 共済組合 ▶

1. 組合員資格

(1) 短期給付 …… 引き続き共済組合員としての資格を有します。

(2) 長期給付 …… 引き続き共済組合員としての資格を有します。従って、組合員の被扶養配偶者の国民年金第3号被保険者としての資格も変わりません。

(3) 福祉事業 …… 引き続き共済組合員としての資格を有します。

2. 掛金 …… 引き続き掛金が徴収されます。

◀ 互助会 ▶

1. 会員資格 …… 引き続き会員としての資格を有します。

2. 掛金 …… 引き続き掛金が徴収されます。

3. 事業 …… 引き続き適用されます。

■在外教育施設（海外日本人学校）に派遣されたとき

◀ 県 ▶

○ 児童手当

児童手当の受給資格がなくなりますので、「児童手当受給事由消滅届」に、国外に転出する日がわかる書類を添付して、総務部給与厚生課給付班に提出してください。

◀ 共済組合 ▶

1. 組合員資格 …… 引き続き組合員としての資格を有します。

2. 掛金 …… 引き続き掛金が徴収されます。

3. 療養費等

海外の医療機関で診療を受けるときは、組合員証を使用することができませんので、所属所を通じて療養費等の請求を行ってください。給付内容は、国内において組合員証を使用しないで医療機関を受診した場合と同様です。

[提出書類]

・「療養費・家族療養費・高額療養費請求書」（様式集P13）

・「診療内容明細書（日本語翻訳文が必要）」（様式集P20、P20-2）

・「領収明細書」（日本語翻訳文が必要）（様式集P20-3）

・「領収書」（原本）

・海外に渡航した事実を証する書類の写し（航空券、パスポートなどの写し）

・調査に関わる同意書（様式集P20-4）

◀ 互助会 ▶

1. 会員資格 …… 引き続き会員としての資格を有します。

2. 掛金 …… 引き続き掛金が徴収されます。

3. 事業 …… 引き続き適用されます。

10 配偶者同行休業の承認を受けたとき

《 共済組合 》

1. 組合員資格 …………… 引き続き共済組合員としての資格を有します。
2. 掛金 …………… 口座振替により掛金を納めていただきます。
3. 貸付償還金 …………… 配偶者同行休業の期間の範囲内で希望する期間（3年を限度とする。）について、償還を猶予することができます。
償還猶予を希望しない場合は、掛金と同様の扱いとなります。

[提出書類]

償還猶予申出書

《 互助会 》

1. 会員資格 …………… 引き続き会員としての資格を有します。
2. 掛金 …………… 口座振替により掛金を納めていただきます。
3. 貸付償還金 …………… 償還を猶予することができます。（P62参照）
ただし、新規貸付後は数か月の償還が必要です。
償還猶予中は償還を止めるため、猶予した月数分償還終了期間が延びることになります。

11 自己啓発等休業・大学院修学休業の承認を受けたとき

《 共済組合 》

1. 組合員資格 …………… 引き続き共済組合員としての資格を有します。
2. 掛金 …………… 給料からの控除ができないため、口座振替により掛金を納めていただきます。
3. 貸付償還金 …………… 償還猶予はありません。掛金と同様の扱いとなります。

《 互助会 》

1. 会員資格 …………… 引き続き会員としての資格を有します。
2. 掛金 …………… 給料からの控除ができないため、納付書又は口座振替により掛金を納入していただきます。
3. 貸付償還金
 - (1) 自己啓発休業…………… 償還猶予はありません。掛金と同様の扱いとなります。
 - (2) 大学院修学休業…………… 償還を猶予することができます。（P62参照）
ただし、新規貸付後は数か月の償還が必要です。
償還猶予中は償還を止めるため、猶予した月数分償還終了期間が延びることになります。

12 公務災害及び通勤災害にあったとき

◀ 県 ▶

1 公務災害補償について

地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした地方公務員災害補償制度があります。

※非常勤職員については、その身分や所属により補償実施機関が異なりますのでご注意ください。

2 公務災害及び通勤災害とは

(1) 公務災害とは、公務遂行中及び公務に起因して発生したもので、主に次のようなものが該当します。(ただし、本人の素因、私的行為、天災地変等によるものは除く。)

- ① 勤務中の災害
- ② 出張中の災害
- ③ レクリエーション参加中の災害 (ただし、地公法第42条に基づく元気回復事業で任命権者が企画、立案、実施したもの)
- ④ 公務に起因して発病したことが明らかで、その因果関係が医学的に証明できる疾病

(2) 通勤災害とは、職員が、勤務のため、次に掲げる移動を合理的な経路及び方法により行うことに起因する災害をいいます。

- ① 住居と勤務場所との間の往復
- ② 単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居との間の移動

3 災害が発生したら

(1) ただちに、医療機関で治療を受けてください。

その際には、必ず「公務中」又は「通勤中」の災害であることを告げ、**共済組合員証は使用しないように**注意してください。

(2) 被災程度にかかわらず、速やかに所属長を通じてその状況を教職員課へ報告し、認定請求の手続をしてください。

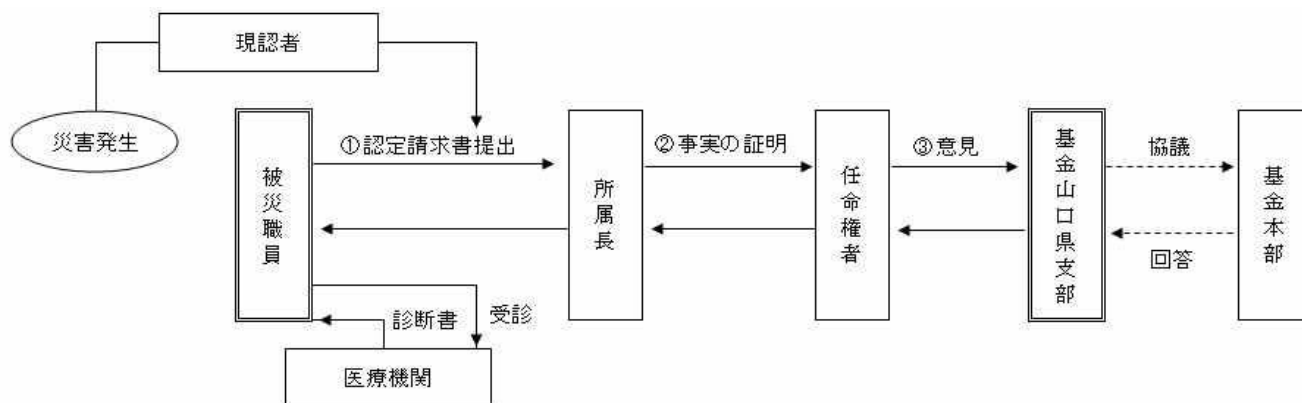
4 認定請求

提出書類については、地方公務員災害補償基金山口県支部発行「補償の手引」P32～33の「公務災害・通勤災害の認定に係る提出書類一覧表」を参考にしてください。

小・中学校学校職員については各市町教育委員会を通じて任命権者あて提出してください。

(提出先：教職員課)

○ 認定事務の流れ



5 認定を受けた場合の補償

公務による災害、又は通勤による災害として認定を受けた場合には、地方公務員災害補償法に基づいて、次のような補償が受けられます。

(1) 療養補償

公務傷病等については、以下イ～への範囲で療養上相当と認められるものを療養補償として受けることができます。

- イ 診察
- ロ 薬剤又は治療材料の支給
- ハ 処置、手術その他の治療
- ニ 病院又は診療所への入院
- ホ 看護
- ヘ 移送

(2) 休業補償

公務傷病等の療養のため勤務することができない場合において、給与の全部又は一部を受けないときは、その期間、平均給与額の60/100に相当する金額が支給されます。

(3) 傷病補償年金

公務傷病等の療養を始めてから1年6か月以上経過してもその傷病が治らず、障害の程度が地方公務員災害補償法施行規則別表第2に定められている傷病等級に該当する場合に支給されます。

(この場合、休業補償は支給されません。)

(4) 障害補償

公務傷病等が治ったとき、地方公務員災害補償法施行規則別表第3に定められている程度の障害が残ったときは、その程度に応じて障害補償年金又は障害補償一時金が支給されます。

(5) 介護補償

傷病等級第2級以上の傷病補償年金又は障害等級第2級以上の障害補償年金受給者のうち、当該年金の支給事由となった一定の障害により常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に支給されます。

(6) 遺族補償

公務傷病等のため死亡した場合には、その遺族に対し、遺族の資格等により遺族補償年金又は遺族補償一時金が支給されます。

(7) 葬祭補償

公務傷病等のため死亡した場合には、葬祭を行った者に対し、315,000円に平均給与額の30日分を加えた額（その額が平均給与額の60日分に相当する金額に満たないときは、平均給与額の60日分に相当する額）が支給されます。

13 災害を受けたとき

◀ 共済組合 ▶

○ 組合員が水震火災その他の非常災害によって住居又は家財に損害を受けたとき

給付内容					提出書類	添付書類	様式集																					
・ 災害見舞金 損害程度により標準報酬月額0.5か月分から3か月分支給					・ 災害見舞金請求書 ・ 家財被害状況報告書	・ 被害状況の分かる写真を貼付 ※ 状況に応じて、追加の添付書類をお願いする場合があります。	P36 P36-2																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>住居及び家財</th> <th>住居だけの場合</th> <th>家財だけの場合</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">損害の程度</td> <td>全部</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>標準報酬月額の3月分</td> </tr> <tr> <td>1/2以上</td> <td>全部</td> <td>全部</td> <td>標準報酬月額の2月分</td> </tr> <tr> <td>1/3以上</td> <td>1/2以上</td> <td>1/2以上</td> <td>標準報酬月額の1月分</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>1/3以上</td> <td>1/3以上</td> <td>標準報酬月額0.5月分</td> </tr> </tbody> </table>				区分	住居及び家財	住居だけの場合	家財だけの場合	支給額	損害の程度	全部	—	—	標準報酬月額の3月分	1/2以上	全部	全部	標準報酬月額の2月分	1/3以上	1/2以上	1/2以上	標準報酬月額の1月分	—	1/3以上	1/3以上	標準報酬月額0.5月分		
区分	住居及び家財	住居だけの場合	家財だけの場合	支給額																								
損害の程度	全部	—	—	標準報酬月額の3月分																								
	1/2以上	全部	全部	標準報酬月額の2月分																								
	1/3以上	1/2以上	1/2以上	標準報酬月額の1月分																								
	—	1/3以上	1/3以上	標準報酬月額0.5月分																								
(注) 損害の程度は、原則として住居又は家財を換価して判定します。 支給額の算定は、住居、家財のそれぞれにつき、別個に上表を適用して算定した月数を合算します。 ただし、標準報酬月額0.5か月分を超えることはできません。 ※ 標準報酬月額 …… 掛金の標準となった標準報酬月額																												
・ 災害貸付、住宅災害貸付 災害を受けたため、資金を必要とする場合は、利率の低い災害貸付（200万円）、住宅災害貸付（1,900万円）を受けることができます。 詳細は、P53「16 資金が必要なとき」をご覧ください。					・ 貸付申込書 ほか ※ P64～P66の一覧表をご覧ください。		P56 P57 P58 P59																					
【 貸付金の償還猶予 】 (P57参照) 「住宅貸付」「住宅災害貸付」（介護含む。）について、申出により償還を猶予することができます。 猶予された償還金は、定期償還と併せて又は一括償還等で返済することになります。					・ 償還猶予申出書		P62																					

《 互 助 会 》

○ 会員が災害（水震、火災等）により住居又は家財に被害を受けたとき

給付内容		提出書類	添付書類	様式（ホームページ）																										
<p>・ 災害見舞金 被害の程度により30,000円から300,000円給付</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>住居及び家財</th> <th>住居だけの場合</th> <th>家財だけの場合</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">損害の程度</td> <td>全部</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>300,000 円</td> </tr> <tr> <td>1/2以上</td> <td>全 部</td> <td>全 部</td> <td>200,000 円</td> </tr> <tr> <td>1/3以上</td> <td>1/2以上</td> <td>1/2以上</td> <td>100,000 円</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>1/3以上</td> <td>1/3以上</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>1/5以上1/3未満</td> <td>1/5以上1/3未満</td> <td>30,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	住居及び家財	住居だけの場合	家財だけの場合	支給額	損害の程度	全部	—	—	300,000 円	1/2以上	全 部	全 部	200,000 円	1/3以上	1/2以上	1/2以上	100,000 円	—	1/3以上	1/3以上	50,000 円	—	1/5以上1/3未満	1/5以上1/3未満	30,000 円	<p>・ 災害見舞金請求書（共済組合と併用）</p>	<p>・ 省略</p>	<p>現職者のページ（給付事業）</p>
区分	住居及び家財	住居だけの場合	家財だけの場合	支給額																										
損害の程度	全部	—	—	300,000 円																										
	1/2以上	全 部	全 部	200,000 円																										
	1/3以上	1/2以上	1/2以上	100,000 円																										
	—	1/3以上	1/3以上	50,000 円																										
	—	1/5以上1/3未満	1/5以上1/3未満	30,000 円																										
<p>・ 災害貸付け 災害を受けたため資金を必要とする場合は、利率の低い災害貸付（300万円）を借り受けることができます。 詳細は、P60「16 資金が必要なとき」をご覧ください。</p>		<p>・ 貸付申込書 ・ 借用証書 ・ 個人情報の取扱いに関する同意書</p>	<p>・ 被災状況証明書（又は、市町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災証明書等（写））</p>	<p>現職者のページ（貸付事業）</p>																										
<p>【 貸付金の償還猶予 】 （P62参照） 償還を猶予することができます。 ただし、新規貸付後は数か月の償還が必要です。 償還猶予中は償還を止めるため、猶予した月数分償還終了期間が延びることになります。 [猶予期間] 申出日の属する月から12月の範囲内で希望する期間。 （申込みは、原則として罹災後3月以内）</p>		<p>・ 償還猶予申出書</p>	<p>・ 被災状況証明書（又は、市町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災証明書等（写））</p>	<p>現職者のページ（貸付事業）</p>																										

14 欠勤したとき

◀ 共済組合 ▶

○ 組合員が欠勤（傷病、出産は除く。）し、給料の全部又は一部が支給されないとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式集														
<p>・休業手当金</p> <p>次に掲げる事由及び期間内に限り、1日につき標準報酬日額の50/100</p>	<p>・休業手当金請求書 (月ごとに請求すること。)</p>		P32														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>欠勤の事由</th> <th>支給期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被扶養者の病気又は負傷</td> <td>全期間</td> </tr> <tr> <td>組合員の配偶者の出産</td> <td>14日を限度</td> </tr> <tr> <td>組合員の公務によらない不慮の災害又は被扶養者に係る不慮の災害</td> <td>5日を限度</td> </tr> <tr> <td>組合員の婚姻 配偶者の死亡 二親等内の血族若しくは一親等の姻族で主として組合員の収入により生計を維持するもの、又はその他の被扶養者の婚姻、葬祭</td> <td>7日を限度</td> </tr> <tr> <td>組合員の配偶者（事実婚を含む）又は一親等の親族（子の配偶者を除く。）で被扶養者でないものの病気又は負傷</td> <td>引き続き14日間のうち欠勤した日</td> </tr> <tr> <td>組合員が出席する学校教育法第54条第1項又は第84条の規定による通信教育の面接授業</td> <td>通信教育の面接授業に要する期間</td> </tr> </tbody> </table>		欠勤の事由	支給期間	被扶養者の病気又は負傷	全期間	組合員の配偶者の出産	14日を限度	組合員の公務によらない不慮の災害又は被扶養者に係る不慮の災害	5日を限度	組合員の婚姻 配偶者の死亡 二親等内の血族若しくは一親等の姻族で主として組合員の収入により生計を維持するもの、又はその他の被扶養者の婚姻、葬祭	7日を限度	組合員の配偶者（事実婚を含む）又は一親等の親族（子の配偶者を除く。）で被扶養者でないものの病気又は負傷	引き続き14日間のうち欠勤した日	組合員が出席する学校教育法第54条第1項又は第84条の規定による通信教育の面接授業	通信教育の面接授業に要する期間		
欠勤の事由	支給期間																
被扶養者の病気又は負傷	全期間																
組合員の配偶者の出産	14日を限度																
組合員の公務によらない不慮の災害又は被扶養者に係る不慮の災害	5日を限度																
組合員の婚姻 配偶者の死亡 二親等内の血族若しくは一親等の姻族で主として組合員の収入により生計を維持するもの、又はその他の被扶養者の婚姻、葬祭	7日を限度																
組合員の配偶者（事実婚を含む）又は一親等の親族（子の配偶者を除く。）で被扶養者でないものの病気又は負傷	引き続き14日間のうち欠勤した日																
組合員が出席する学校教育法第54条第1項又は第84条の規定による通信教育の面接授業	通信教育の面接授業に要する期間																
<p>(注) 介護休暇と休業手当金 介護休暇は無給ですが、職務上の取扱いは承認を得た休暇であることから、「欠勤」には当たらず、休業手当金は支給されません。</p>																	

※ 標準報酬月額 …… 掛金の標準となった標準報酬月額

※ 標準報酬日額 …… 標準報酬月額の1/22（1円の位を四捨五入し、10円単位とする。）

15 死亡したとき

◀ 共済組合 ▶

○ 組合員が公務によらないで死亡したとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式集
<ul style="list-style-type: none"> ・埋葬料 50,000円 ※被扶養者に支給する。ただし被扶養者がいないときには実際に埋葬を行ったものに支給する。 ・埋葬料附加金 25,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・埋葬料（附加金）請求書 	<ul style="list-style-type: none"> ・埋火葬許可証（写） ※ 請求者が被扶養者以外の者である場合は、埋葬（葬儀）に要した費用に関する書類の写し 	P29
<ul style="list-style-type: none"> ・弔慰金 標準報酬月額×1か月分 (非常災害により死亡したとき。公務災害を含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・弔慰金請求書 		P35

○ 被扶養者が死亡したとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式集
<ul style="list-style-type: none"> ・家族埋葬料 50,000円 ・家族埋葬料附加金 25,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族埋葬料（附加金）請求書 	<ul style="list-style-type: none"> ・埋火葬許可証（写） 	P29
<ul style="list-style-type: none"> ・家族弔慰金 標準報酬月額×1か月分×0.7 (非常災害により死亡したとき) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族弔慰金請求書 		P35

非常災害とは…

洪水、津波、台風、豪雨、地震、地割、がけ崩れ、雪崩、竜巻、落雷、火災等の主として自然現象をいいますが、交通事故その他の予測し難い事故を含みます。

交通事故の場合、原則として即死の状態を対象としますが、事故直後に医療効果が得られない状態（例えば、事故発生時から脳死状態）で死亡した場合も含みます。

また、死亡の原因となった事故が、客観的にみて社会通念上、自己の不注意によりもたらされたと考えられる場合は、予測し難い不慮の事故とはみなされません。

※ 標準報酬月額 …… 掛金の標準となった標準報酬月額

※ 資格喪失後の給付については、P71参照

◀ 互助会 ▶

○ 会員が死亡したとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式（ホームページ）
<ul style="list-style-type: none"> ・死亡弔慰金 1,000,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員死亡弔慰金請求書 	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本（写） 	現職者のページ（給付事業）
<ul style="list-style-type: none"> ・死亡保険金 120,000円 ※ 互助会が保険料を負担して生命保険に加入。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険金請求書等（別途送付） 		—

○ 会員の配偶者（会員の場合は除く。）

○ 会員若しくは配偶者の被扶養者（子又は父母〔養父母を含む。〕）が死亡したとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式（ホームページ）
<ul style="list-style-type: none"> ・家族死亡弔慰金 会員の配偶者 100,000円 子又は父母 20,000円 ※出産後2週間以内に死亡した場合又は早流産の場合も含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族死亡弔慰金請求書 	<ul style="list-style-type: none"> ◀ 共済組合で認定の場合 ▶ ・埋火葬許可証（写） ◀ 共済組合以外で認定の場合 ▶ ・戸籍謄本（写） ・扶養が分かる保険証等（写） ◀ 早産、流産等の場合 ▶ ・埋火葬許可証（写） 	現職者のページ（給付事業）